

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報

おやまざき

7

2014(平成26)年

はいーず!
チーズ!

笑顔はじける大山崎中学校吹奏楽部の皆さん。大山崎中学校吹奏楽部は現在、町を代表する吹奏楽団体として、町内外のさまざまなイベントで素敵な音楽を披露してくれています。【12ページに関連記事】

今月の主な内容

- 平成26年度大山崎町一般会計本予算と下水道事業特別会計本予算が可決されました P 2
- 後期高齢者医療制度のお知らせ P 6
- 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特別給付金の申請受付は7月15日から P 8
- 平成26年経済センサスー基礎調査および商業統計調査を実施します P 9
- パブリックコメントを実施しています P 9
- 夏休みとおき教室のお知らせ P 10
- 動物は愛情をもって正しく飼いましょう P 10

vol.558

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

平成26年度 一般会計予算の主要施策

○ファミリーサポートセンターの設置費用（予算額199万5千円）
子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人との仲介役をすることで、地域における

② 子どもがすくすく育つまちづくり

○ファミリーサポートセンターの設置費用（予算額199万5千円）
子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人との仲介役をすることで、地域における

① 安心・安全なまちづくり

○排水ポンプ場設備の保守整備費用および雨水幹線への水位計設置費用（予算額1,800万円）
降雨による水位上昇の状況把握を図ります。
○消防団第2分団詰所の新築工事費用（予算額2,332万7千円）
災害時に迅速な対応を図るため、新築工事を行います。
○清掃車更新（予算額917万6千円）
導入して20年以上経過し老朽化した清掃車を更新します。日常業務はもちろん、災害時に発生するゴミなども円滑に収集することで、地域の衛生環境の維持を図ります。

③ 快適なまちづくり

○学童保育施設の建て替え工事費用（予算額6,900万円）
施設の耐震性を確保するとともに、安全で円滑な事業運営を行うものとする。
○円明寺が丘団地整備検討業務委託料（予算額425万7千円）
子育ての相互援助活動の推進を図ります。
○歩道の改良工事費（予算額5,550万円）
西山天王山駅開業に伴う駅周辺や円明寺が丘団地の歩行者増加に対応し、引き続き歩道の再整備を行います。道路構造を見直すことにより歩行者の安全確保および車いす利用者の利便性の向上を図ります。

そのほかの主な事業と予算額

総務費	総合計画策定調査業務委託【新規】	500万円
	京都地方税機構負担金	1,262万円
民生費	乙訓福祉施設事務組合負担金	2,819万円
	国民健康保険事業特別会計繰出金	5,266万円
	後期高齢者医療保険事業（特別会計繰出金を含む）	1億7,353万円
	介護保険事業特別会計繰出金	1億7,977万円
	養育支援訪問	108万円
衛生費	乙訓環境衛生組合負担金	1億6,098万円
商工費	（仮）天王山作業道築造工事【新規】	600万円
土木費	円明寺線第48号新設工事・用地購入費	3,746万円
	下水道事業特別会計繰出金	8,000万円
	水道事業会計繰出金	200万円
消防費	乙訓消防組合負担金	3億1,989万円
	避難所備蓄物資整備	400万円
	自主防災組織補助金【新規】	100万円
	携帯型無線機増設【新規】	124万円
教育費	大山崎小学校特別支援教育支援員配置	140万円
	多目的広場フェンス設置工事【新規】	785万円
	史跡用地買上事業【新規】	5,661万円
	中央公民館本館耐震診断【新規】	394万円

○側溝改修工事費（予算額5,420万円）
都市再生整備計画に基づき、老朽化の進んだ側溝の改修を行いスムーズな道路排水を図ります。
○側溝改修工事費（予算額5,420万円）
都市再生整備計画に基づき、老朽化の進んだ側溝の改修を行いスムーズな道路排水を図ります。

○側溝改修工事費（予算額5,420万円）
都市再生整備計画に基づき、老朽化の進んだ側溝の改修を行いスムーズな道路排水を図ります。

臨時議会を開催

平成26年度大山崎町

一般会計本予算と

下水道事業特別会計本予算が

可決されました

～安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して～

問=政策総務課財政係 ☎956-2101（内341）

予算総額

○一般会計

53億9,700万円

○下水道事業特別会計

4億5,930万円

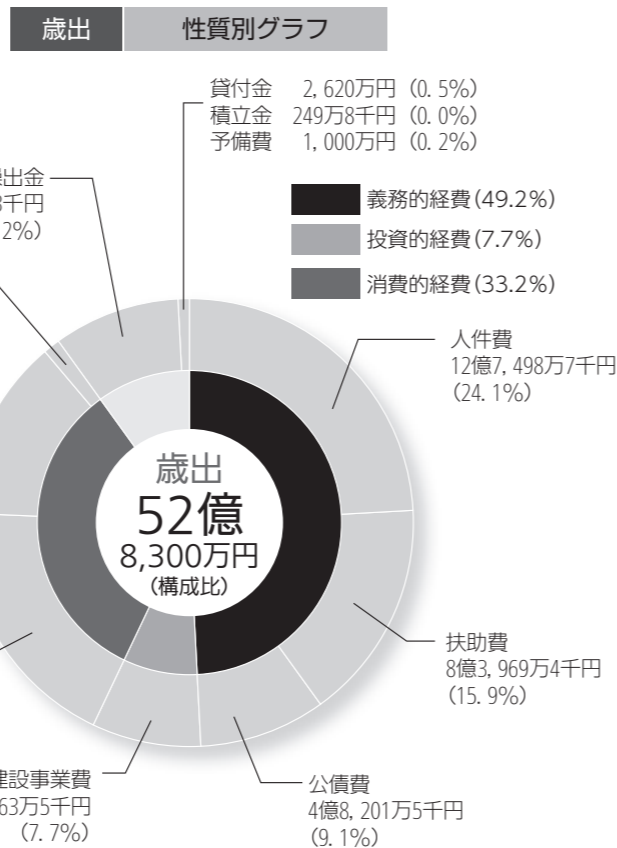
今回の臨時議会では、予算成立の遅れによる住民生活への影響を最小限にとどめるべく、本予算の再編成を行いました。一般会計本予算は、3月議会での審議結果をふまえ、当初予算案（3月上程）から都市計画税導入に関連した事業と、今年度内での事業執行が困難と判断した事業（国庫補助金の申請時期や工期の都合によるもの）をあわせた合計7,100万円の減額。
また、下水道事業特別会計では、当初予算案から都市計画税導入を財源とする関連事業予算9千万円を減額し、4億5,930万円としました。
前年度（25年度）当初予算額と比較すると、一般会計は6,200万円（1・1%）の増額（※）。下水道事業特別会計は同比較で4,133万円（8・3%）の増額。

また、本誌5月号でお知らせしました一般会計暫定予算専決処分および下水道事業特別会計暫定予算専決処分も、臨時議会において承認されました。今回の両予算の可決・成立により、暫定予算の効力は失われ、それぞれ本予算に吸収されます。
※平成26年度一般会計本予算には、町債の借換えに伴う予算額1億1,400万円を歳入、歳出それぞれに計上しており、これを除く予算総額は52億8,300万円となります。
この予算総額と、平成25年度当初予算から同じく町債の借換えに伴う予算額を除いた予算総額を比較すると、平成26年度の予算総額は2億1,800万円（4・3%）の増額となります。

平成26年度一般会計当初予算と下水道事業特別会計当初予算は、3月の定例議会において否決とされ、暫定予算による行政運営を行っていましたが、5月21日、22日開催の臨時議会において両会計ともに可決されました。

平成26年度に町が使うお金

歳出



歳出予算を性質別に前年度と比較すると、義務的経費では、人件費は362万8千円(0.3%)の増額。公債費は、4,840万6千円(9.1%)の減額。扶助費は、4,977万7千円(5.7%)の増額で、これは後期高齢者医療保険事業、介護保険事業の負担金、繰出金の増額や臨時福祉給付金給付事業および子育て世帯臨時特例給付金給

付事業などの計上によるものです。このように、義務的経費全体で見ると、これら人件費、公債費、扶助費を合わせた合計で、199万円の微増となっています。また、投資的経費では2億4,057万円(61.1%)の大幅な増額となっていますが、これは主に、雨水幹線への水位計の設置工事、消防団第2分団詰所新築工事、学童

予算額の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計	5,088	5,172	5,335	5,397
特別会計(国保特会他)	3,506	3,580	3,619	3,618
企業会計(水道事業)	668	581	627	779
合計	9,262	9,333	9,581	9,794

※公債費から借換償還金1億1,400万円を除いています。端数を調整しています。

一年間に町民に使われる町のお金は……

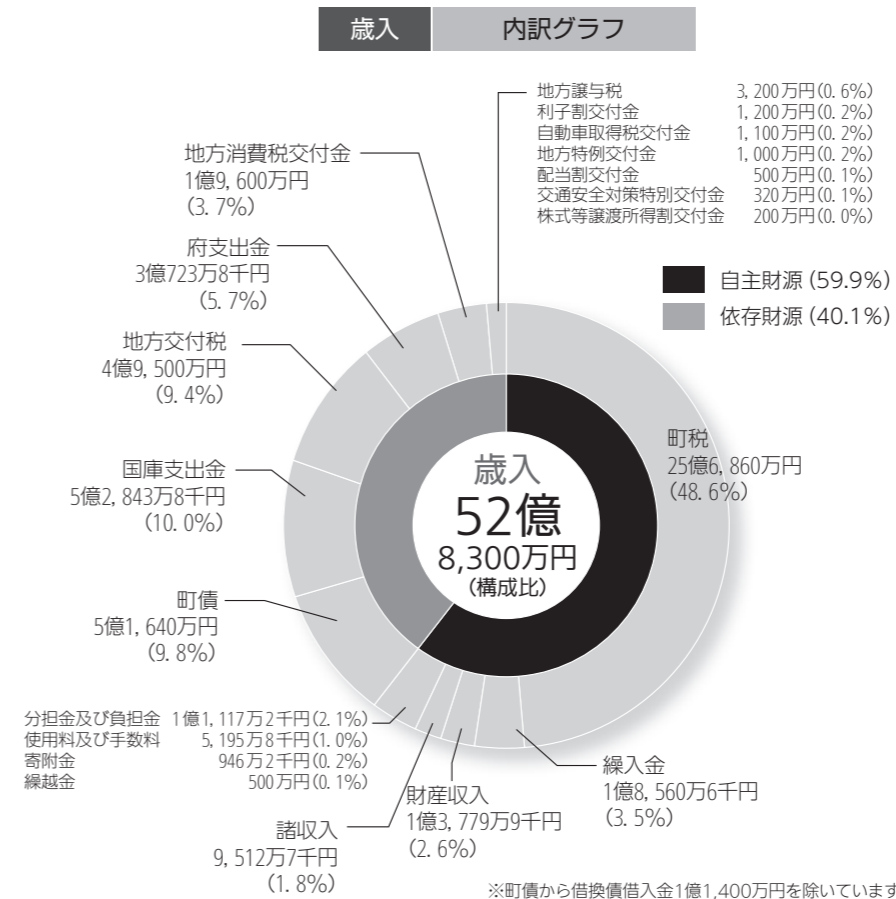
住民15,435人(住民基本台帳人口/平成26年3月31日現在)

	民生費	教育費	総務費	土木費	公債費	衛生費	消防費	議会費、農林商工費その他
町全体	18億6,641万8千円	6億8,444万7千円	6億6,757万円	5億1,924万6千円	4億8,201万5千円	4億7,559万7千円	3億8,757万9千円	2億12万8千円
一人あたり	120,921円	44,344円	43,250円	33,641円	31,229円	30,813円	25,110円	12,967円

※公債費から借換償還金1億1,400万円を除いています

歳入

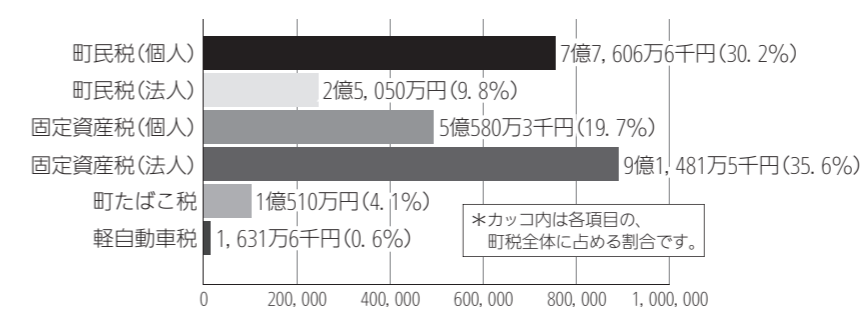
平成26年度に町に入ってくるお金



歳入の根幹となる町税は、主に町民法人税の増収が見込まれるため、前年度と比べ1億5,564万9千円増額の25億6,860万円を計上。地方交付税は、前年度と比べ3,500万円増額の4億9,500万円を計上。普通交付

税の一部を振り替えた臨時財政対策債は、前年度から5千万円減額の3億2千万円と見込んでいます。これらを合計すると33億1,800万円となり、前年度と比較して約6,500万円の増額を見込んでいます。

町税の内訳



また、そのほかに財産収入として、旧庁舎敷地の売却収入の1億2千万円を計上。さらに、町の貯金である財政調整基金の残高約2億4千万円から1億5,200万円を取り崩すことで、歳入不足をカバーしています。

【町債の状況】
町債とは、町の借入金のこと。主に公共施設を整備するときなどに発行し、借り入れたお金の返済を長期間分散して行うことで、施設を将来利用する方にも費用を負担してもらおうというものです。平成26年度予算では、町債を6億3,040万円計上していますが、そのうち3億2千万円は国の地方交付税の財源不足分を市町村が肩代わりして借入れる「臨時財政対策債」であり、その元利償還金は全て普通交付税の算定における基準財政需要額に算入されます。
また、本年度借入予定額には借換債(特定の年度に一度に元金を償還するもので、償還期間を延長し償還を均等化して安定した資金管理を行うために発行する地方債のこと)の1億1,400万円も含まれていますので、普通建設事業に充てる町債は1億9,640万円となっています。
町債(借入金)の現在高(平成26年度末見込)は、一般会計で50億8,790万円であり、そのうち先の臨時財政対策債の現在高は32億5,280万円です。これは、現在高全体の64%を占めています。
引き続き、町債の発行については、過大な将来負担とならないよう十分配慮していきます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 健康課保険医療係 ☎956-2101 (内128)

保険証(被保険者証)を一斉に更新します(7月中旬)

現在お持ちの保険証の有効期限は、平成26年7月31日です。8月1日迄以降の新しい保険証を、7月中旬にご自宅に郵送します。

1. 新しい保険証について

色Ⅱこれまでの「緑色」から「紫色」に変更
有効期限Ⅱ平成27年7月31日
※保険料を滞納し、納付相談に応じない方には、役場窓口で有効期間の短い保険証を交付します。対象となる方には個別にお知らせします

2. 医療機関窓口での負担割合

一般Ⅱ1割
現役並み所得者Ⅱ3割
世帯内の75歳以上の方(65歳以上の障害認定の方を含む)の、平成25年中の所得をもとに判定します。負担割合が3割の方で、収入額が一定の条件を満たす場合は、申請することで負担割合が1割になります。該当者には保険証に書類を同封してお知らせします。

3. 住民税非課税世帯の方へ

住民税非課税世帯の方には、医療機関窓口で支払う医療費が限度額までとなり、入院時の食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付できます。

現在、この認定証を持っていて引き続き要件に該当する方には、新しい認定証を保険証と一緒に送付します。継続の申請は不要です。

新規に必要な方は、役場で申請してください。詳しくは、保険証に同封するお知らせやパンフレットをご覧ください

(1) 年金からの天引き(原則)

年金の支給月に、保険料を年金から天引きします。(年に6回)

(2) 口座振替または納付書払い(例外)

7月〜翌年3月までの9回に分けて納めていただきます。

保険料の通知書を送付します(7月中旬)

平成26年度の保険料額や納付方法の通知書などを、7月中旬に送付します。

※今年6月1日以降に75歳になるなどで制度に加入した方へは、8月以降に順次送付します
※保険証とは別に送付します

1. 保険料の納付方法は2種類

保険料の納付方法は、「年金からの天引き(特別徴収)」と「口座振替または納付書払い(普通徴収)」です。後期高齢者医療制度では、原則「年金からの天引き」で、保険料を納めていただきます。

口座振替がおススメ

保険料の納め忘れを防ぎ、金融機関などへ出向く手間が省けます。詳しくは送付する通知書をご覧ください。

また、口座振替の手続きをしていない方には、当該期間分の納付書をまとめて送付します。納め忘れないように注意してください。

【口座振替取扱金融機関】

▼京都銀行 ▼京都中央農業協同組合 ▼みずほ銀行 ▼りそな銀行 ▼池田泉州銀行 ▼関西アーバン銀行 ▼京都信用金庫 ▼京都中央信用金庫 ▼近畿労働金庫 ▼ゆうちょ銀行・郵便局

2. 年間保険料の算定方法

平成26年度の年間保険料は、次のとおり算定されます。なお本年度は料率が改定されました。

※年間保険料の上限額は57万円
※年度途中に加入した方は加入月数に応じて、月割で算定

均等割額 (47,480円)	+	所得割額 ^(※1)	=	保険料額Ⅱ
<small>(※1) 所得割額：(前年中の総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 (9.17%)</small>				

3. 保険料の軽減(申請不要)

○所得の低い方は、均等割額を軽減しています
この軽減は所得の申告をしていない方には適用できません。所得が無い方でも確定申告をしていない方 ^(※2) は、「地方税申告」をしてもらう必要

4. 災害を受けた方などの保険料の減免・徴収の猶予

次のような事情で、保険料の納付が困難な場合、申請することで保険料が減免・徴収猶予になる場合があります。

- ▼震災、風水害等の災害を受けた場合
- ▼被爆者健康手帳をお持ちの場合
- ▼世帯主の死亡や失業、退職、事業廃止、疾病などで著しく所得が減少した場合

5. ご相談ください!

保険料の納付が困難になった場合は、分納など状況にあわせた対応ができる場合があります。滞納のままにせず必ずご相談ください。

6. 保険料を滞納すると...

特別な理由もなく保険料を滞納している場合、保険証の返還や短期保険証または資格証明書の交付、滞納処分(財産の差し押さえなど)の措置を受けることがあります。
※そのほか詳しくは、保険料の通知書に同封するお知らせをご覧ください

(1) 年金からの天引きの場合

平成26年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年	1月	2月	3月
	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引	年金天引

← 仮徴収済の保険料 | 今回お知らせする保険料 →

(2) 口座振替または納付書払いの場合

平成26年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年	1月	2月	3月
				□振替	□振替	□振替	□振替	□振替	□振替	□振替	□振替	□振替	□振替

次の①〜③の方は、口座振替または納付書払いになります。

① 「年金天引き」から「口座振替」に変更を希望する方。

…保険料の滞納のない方が対象。申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

② 基礎年金額が18万円未満の場合や、保険料額と介護保険料を合わせた額が基礎年金額の1/2を超える方。
…申請は不要です。

③ 平成26年2月2日以降に75歳になった方。
…7月から一定期間は、口座振替または納付書で保険料を納めていただきます。一定期間経過後、口座振替などから年金天引きに変更になる場合があります。対象者の方には個別にお知らせします。

平成26年経済センサス—基礎調査 および商業統計調査を実施します

総務省と経済産業省は7月1日(火)に、平成26年経済センサス—基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します。全国のすべての事業所および企業が対象になります。皆さんの調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。

調査日 7月1日(火)
調査日 7月1日(火)

回答方法
○調査員による調査
調査員に調査票を提出する、またはインターネットで回答
○本社等一括調査
郵送またはインターネットで回答
※インターネットの回答期限は7月7日(木)

注意！
経済センサス—基礎調査および商業統計調査を装った不審な訪問者や不審な電話、電子メールなどに注意を。調査員は必ず調査員証を身に付けていますので、ご確認ください。また、金品を請求したりすることはありません。

不審に思った際には、速やかにコールセンターまで。
コールセンター
☎0120-0701-70 (通話無料)
※7月31日(木)まで。受付時間は午前9時～午後8時
問 政策総務課企画調整係
☎956-2101 (内線315)

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の申請受付は7月15日から



本誌6月号でもお知らせしたとおり、平成26年4月の消費税引き上げに伴う景気下振れリスク防止のため、住民税非課税者には「臨時福祉給付金」を、児童手当受給者には「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

対象

両給付金とも7月10日(予定)に対象となる可能性のある方に対して申請書類を発送します。ただし、申請書類が届かなかった方でも受給対象となる可能性があるため、以下の「対象者診断」を必ずご確認ください。「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」との二重受給はできません。両方の対象となる方は「臨時福祉給付金」が優先されます。

対象者診断

ステップA 臨時福祉給付金の 対象となる方

- ①生活保護を受けていますか？
- ②平成26年度の住民税は課税されていますか？
- ③平成26年度の住民税が課税されている方に扶養されていますか？
- ④平成26年1月1日に大山崎町以外の市区町村に住民票がありましたか？

①～④のすべてが「いいえ」だった方は「臨時福祉給付金」の対象となる可能性があるため、「臨時福祉給付金」の申請書を提出してください。
※申請書が届いた場合は必要事項を記入、必要書類を添付の上、返信用封筒にて郵送提出してください
※申請書が届かなかった場合は

下記連絡先までお問い合わせください
※④のみ「はい」だった方は、1月1日に住民票があった市区町村にお問い合わせください

ステップAのいずれかが「はい」だった方は以下のステップBをご確認ください。

ステップB 子育て世帯臨時特例給 付金の対象となる方

- ①平成26年1月1日に住民票が大山崎町にありましたか？
- ②平成26年1月分の児童手当を大山崎町から受給しましたか？

①・②の両方が「はい」だった方は「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となる可能性があるため、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書を提出してください。
※申請書が届いた場合は必要事項を記入のうえ、返信用封筒にて郵送提出してください
※申請書が届かなかった場合は下記連絡先までお問い合わせください

※大山崎町以外から1月分の児童手当を受給していた方は、1月1日に住民票があった市区町村にお問い合わせください
※公務員の方で①が「はい」の方は、勤務先から受け取っている申請書と証明書を7月15日以降、大山崎町役場福祉課へ提出ください

申請から受給までの流れ

【申請書の受付期間】
平成26年7月15日(火)～平成27年1月15日(日)
※両給付金ともに受付期間以降の申請は受け付けませんのでご注意ください
【申請書提出後は】
申請書を受け付けた後は、最大2カ月以内に審査を行ない、決定(却下)通知を送付します。決定した方には順次給付金を支給します。

問 (両給付金共通)
町給付金担当
☎956-2101
○7月14日(木)、10月1日(火)は(内線156)
○7月15日(火)～9月30日(火)は(内線174)

皆さんのご意見をお願いします パブリックコメントを実施します

町議会では、このたび「大山崎町議会基本条例(案)」をとりまとめました。この条例(案)に対し町民の皆さんから広くご意見をいただきたいため、パブリックコメントを実施します。

対象 Ⅱ「大山崎町議会基本条例(案)」
募集期間 Ⅱ平成26年7月1日(火)～31日(日)
閲覧場所 Ⅱ町ホームページ▼役場1階町民ロビー「情報コーナー」▼中央公民館▼大山崎ふるさとセンター▼長寿苑▼保健センター▼町体育館▼円明寺が丘自治会館
提出できる方 Ⅱ町内に在住または在勤、通学している方
提出方法 Ⅱ住所▼氏名▼電話番号を明記して議会事務局へ持参または郵送、FAX、電子メールにて送信してください。(電話は不可)

問・提出先 Ⅱ大山崎町議会事務局(役場4階)
☎956-2101(内線431)
○郵送の場合
〒618-8501(住所記載不要)
大山崎町議会事務局 宛
○FAXの場合
☎075-953-6020
○電子メールの場合
✉gfkai@town.yamazaki.lg.jp

【大山崎町議会基本条例(案)とは?】
本町議会は、地方分権時代にふさわしい地方自治の実現に向け、議会のあり方を探究する「議会改革特別委員会」を平成22年3月に設置し、以後さまざまな項目についての検討や活発な議論を重ねてきました。
この条例は、執行機関の監視、評価機能および地方自治の本旨にのっとり、住民福祉の向上と町政の発展を目指すことを目的にとりまとめられています。具体的には、町議会の最高規範として▼議会の基本理念および基本方針▼本会議や委員会活動のあり方▼議員の責務▼議員活動の原則▼議会と町長の関係などの項目について定めています。

【パブリックコメントとは?】

パブリックコメント(Public Comment)とは、意見公募手続、意見提出制度とも呼ばれ、公的な機関などが新たに「規則」などを制定しようとするときに、広く住民などの意見、情報、改善案などのコメントを求める手続きをいいます。

その影響がおよぶ対象者などからの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を実現するものです。

シリーズ
火災・救急

現場からのメッセージや事例などを紹介します。

楽しく夏を過ごすための熱中症予防

暑い夏がやってきます。夏には楽しいことがたくさんありますが、熱中症には注意が必要です。熱中症を予防し、夏を楽しく有意義に過ごしましょう！

熱中症とは？

ヒトには無意識のうちに体温を一定に保とうとする機能が備わっており、体温が高くなりすぎると汗をかいたり、血管を拡張させて、熱を体の外に逃がします。この体温調節機能がうまく働かなくなった状態を熱中症といいます。

症状

軽度	▼めまい▼立ちくらみ▼汗が止まらない▼筋肉痛▼脈が早くなる
中等度	▼吐き気▼嘔吐▼脱力感▼頭痛▼倦怠感があればかなり危険な状態です。すぐに処置を施してください。
重度	▼けいれん▼手足の運動障害（まっすぐ歩けないなど）▼意識障害（呼びかけに対して反応がおかしいなど）があればすぐに救急車を呼び、待っている間に処置を施してください。

処置

- 水や塩分（スポーツドリンクなど）を補給する。
- 涼しいところでやすませる。（エアコン、扇風機などの使用）
- 服を脱がす。
- 体温を下げる。（脇の下、首筋、股の下を冷やす）

予防方法

- 喉が渇く前に水分補給する。
- 室内でも熱中症になるので、エアコンをつける。（28℃以上、湿度70%以上の室内では、熱中症になる危険があります）
- 睡眠をきちんととり、体調を整える。
- 日傘をさす、帽子をかぶるなどして日光を直接浴びないようにする。

熱中症は自己管理や周囲の気遣いで予防できます。特に高齢者と幼児は注意が必要なので、周囲の方が気遣ってあげましょう。

普通救命講習
▼心肺蘇生法（人口呼吸、胸骨圧迫）▼AEDの取扱い▼止血法▼その他応急手当などの講習です。
※受講無料
とき 7月20日 午前9時～正午
ところ II 乙訓消防組合消防本部4階大会議室
定員 50人（先着順）
申込期限 7月18日 日
申込方法 II 受講申込書（消防署に置いてあります）に必要事項を記入のうえ左記まで。
問 II 大山崎消防署救急係
☎956-0119
消防本部救急課 ☎953-6039
※消防本部救急課は平日昼間のみ

大山崎町水防訓練を実施
6月1日 水害による被害の軽減を目的として、大山崎町消防団、大山崎消防署が合同水防訓練を行い、基本の土のう作りや杭打ち積み土のう工、せき板工などの工法を実施しました。
これからの季節は、風や集中豪雨などによる風水害が発生しやすいシーズン。側溝などにビニール袋や落葉などのゴミが詰まるだけで、思わぬ被害が発生する事があります。この時期にいまいちど、自宅周りの清掃を心がけましょう。
また、日頃から台風情報などの気象情報に耳を傾け、平常時から備えをしておく事が、被害の軽減につながります。



▲杭打ち積み土のう工のようす



▲訓練のようす

危険物安全週間
6月13日 東洋製鉄株式会社京都工場にて、同社自衛消防隊と乙訓消防組合大山崎消防署が合同訓練を

実施しました。これは危険物火災を想定したもので、危険物安全週間行事の一環として実施しました。この訓練を通して、初動体制の確認と、消防署との連携活動の確立を図ることができました。

中央公民館より
夏休みとおき教室のお知らせ

今年も中央公民館では、夏休みの体験教室を開催します。思い出作りや学校の課題に最適な教室を多数用意。今回は7月のラインナップをご案内します。
夏休み子ども陶芸教室
陶芸作品をねんどから自分の手で作ってみよう！
とき ①7月24日 ②7月31日 ③8月7日 すべて 午前9時30分～午後3時
ところ II 中央公民館本館実習室 および陶芸室
内容 II 作品製作、成形、絵付け、仕上げ（全3回）
対象 II 町内に在住の小学3年生～中学3年生
定員 II 25人（先着順）
参加費 II 1,000円（材料費、保険代など）
講師 II 山崎正裕さん（陶芸家）
協力 II 「長寿苑」陶芸サークル 会員

夏休みトールペインティング教室

世界にひとつだけの作品を作りませんか。夏休みの宿題にも最適です。
とき 8月22日 午前9時30分～正午

ところ II 中央公民館本館実習室
対象 II 町内に在住の年長～小学6年生
定員 II 30人（先着順）
参加費 II 500円（材料費、保険代など）
持ち物 II ▼筆記用具▼定規（30cm）▼エプロン▼ぞうきん▼作品持ち帰り用の袋
講師 II 坂本依真里さん（トールペインティング指導者）
協力 II 中央公民館トールペインティングサークル会員
（いずれも）
申込方法 II 7月8日 15日 日 住所▼氏名▼電話番号▼学年を電話または直接左記まで。
問・申込先
中央公民館（又は休館）
☎957-11421
中央公民館では、今後も皆さんの個性豊かな教室を開講する予定です。8月には、科学遊びやプロの芸人による教室を予定。詳しくは本誌8月号でお知らせしますので、ぜひチェックしてくださいね！



動物愛護管理法が改正施行
動物は愛情をもって育てよう

「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成25年9月1日から施行され、動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされました。このため、次の場合は京都府の保健所へ動物の引取り依頼があっても、原則お断りします。
○新たな飼い主を探す努力を行っていない場合
○動物が老齢または病気であることを理由とする場合
○動物の子どもの引取り依頼において、避妊去勢手術などの指示に従わない場合
○引取りを繰り返し求められた場合
○飼養が困難とは認められない場合
○動物販売業者から引取り依頼があった場合

下の罰金が科せられることがあります。それでもどうしても飼えない場合は、京都府乙訓保健所へご相談ください。
この法律は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて命を大切にすることを平和な社会を築くこと。そして、動物をただかわいがらなければなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体および財産に対する侵害や、騒音や悪臭（糞尿等）など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。
動物の引取りに関する相談・問 II 京都府乙訓保健所
☎933-1241
問 II 経済環境課清掃環境係
☎953-2101（内245）

なお、動物を捨てることは法律で禁止されており、百万円以下